

平成24年度京都府職業訓練実施計画

平成24年4月1日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成23年度における職業訓練をめぐる状況

平成23年4月から平成24年2月までにおいて、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は75,933人。

平成23年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 2,437人（平成24年3月末現在）
- ・ 緊急人材育成支援事業による職業訓練（以下「基金訓練」という。）
4,688人（平成23年12末日現在）
- ・ 求職者支援訓練 1,163人（平成24年3末日現在）

3 平成24年度における職業訓練の実施方針

雇用情勢は引き続き厳しい状況が続くことが予測されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成24年度においても、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準等の関連インフラの更なる整備も進めていくこととする。

(1) 求職者支援訓練

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 24 年度においては、厳しい雇用失業情勢が続く中で、東日本大震災や急激な円高の進行による影響も懸念されることから、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 4,560 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 5,700 人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 80%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、上半期（暫定計画期間）と下半期とに区分し、以下のとおりとする。

◎ 平成 24 年度上半期認定規模（認定上限値）

	京都府地域		
	京都市地域	その他地域	地域共有
基礎コース (学卒未就職者を主として 対象とするものを含む。)	240	135	195
実践コース	960	540	780
介護系	240	90	-
医療事務系	180	120	-
情報系	180	90	-
その他	360	240	-

- ・ 上半期（暫定計画期間）においては、京都市地域外の訓練コースの確保を考慮し、基礎コースには地域共有枠を、また、実践コースについては地域・分野共有枠を試行的に設けたが、地域共有枠については効果が見られないことから、下半期においては、従前の方法により認定上限値を設定することとする。

◎ 平成 24 年度下半期認定規模（認定上限値）

		京都府地域
基礎コース		570
実践コース		2,280
	介護系	350
	医療事務系	250
	情報系	100
	その他	800
	分野共有枠	780

・ 認定単位期間

京都府においては、1 カ月ごとに求職者支援訓練を設定することとする。

認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請期間については、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都職業訓練支援センターのHPで周知する。

・ 求職者支援訓練のうち、次の範囲内で京都府内の求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

- イ 基礎コース 10%
- ロ 実践コース 10%

・ これらにより、就職率は、基礎コースで 60%、実践コースで 70%を目指す。

② 訓練修了者に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョ

ブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

（２）推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練とで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や府の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
- ・ このため、平成 24 年度においても同様に、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後とも、地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。